



腐敗防止プログラムについての声明文

フランクリン・リソーシズ・インクは、米国カリフォルニア州サンマテオに本拠を置く持株会社であり、その子会社とともにフランクリン・テンプルトン（以下、「FT」という）として事業展開しています。米国における FT 傘下企業は、米国証券取引委員会を含む、各規制機関による規制の対象です。なお、米国外の FT の傘下企業も、現地規制当局の監督下にあります。

FT は、腐敗防止のため、国際的な取り組みに断固たる信念を持って取り組んでおり、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）、米国における賄賂を収受等した外国公務員を処罰する法令（FEPA）、英国 2010 年贈収賄法（UKBA）といった、適用されるすべての腐敗防止規制に対応するため、あらゆる努力を行っています。

FT では全社的な腐敗防止プログラムを策定しており、FT の全役職員、および FT が任命した者（代理人、仲介者、コンサルタント、紹介者など）を対象としています。また、当該プログラムには、すべての場所で適用される腐敗防止方針として、賄賂の授受や支払誘導の禁止、業務上の決定に影響を及ぼすことを目的とした慈善寄付や政治献金、就職斡旋、贈答品や接待、旅行、宿泊および関連経費の提供の禁止、政府関係者に対する支出に関する追加要件の導入、あらゆる支出に関する記録保持要件、代理人等のデューデリジェンス、当該プログラムの遵守状況の監視、および従業員研修の実施などが含まれます。

加えて、当該プログラムの対象者は、当該プログラムに違反するまたは違反が疑われる事案について、コンプライアンス部門または内部通報ホットラインに速やかに報告する必要があります。なお、当該プログラムに対する違反は、適切な懲戒処分、雇用関係の終了、および刑事処分または規制当局による行政処分といった重大な結果を招くことがあります。